

「意匠登録令施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について

令和 2 年 3 月
特 許 庁

I. 省令の趣旨

特許法等の一部を改正する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに意匠登録令（昭和 35 年政令第 41 号）第 3 条の 2 及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号）第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、及び同令を実施するため、意匠登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 35 号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）について所要の改正を行う。

II. 省令の概要

1. 保護対象の拡充に係る規定の整備（意匠登録令施行規則第 4 条、第 4 条の 2 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 34 条の 6）

改正法により、意匠法の保護対象にこれまでの物品に加えて、物品に記録・表示されていない画像や建築物が加えられた。これに従い、現行法において願書に「意匠に係る物品」を記載しなければならない旨を規定していた意匠法第 6 条第 1 項第 3 号が、「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」と改められた。

これを受け、意匠権の設定の登録を行う際には意匠登録原簿に「願書に記載された意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」を記録すべく所要の改正を行う。

また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 34 条の 6 についても、上記の意匠法改正を受けた形式的な改正を行う。

2. 関連意匠制度の拡充に係る規定の整備（意匠登録令施行規則第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 6 条第 2 項）

改正法により、関連意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として登録可能としたことにより、意匠法第 10 条第 7 項において、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠を「基礎意匠」、当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「関連意匠」と定義した。

これを受け、従来、本意匠と関連意匠との関係について規定していた関連意匠の意匠権の設定の登録の方法等を基礎意匠と関連意匠との関係に改める必要があるため所要の改正を行う。

また、関連意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として登録するにあたっては本意匠とみなす先の関連意匠の意匠権が存続していることを条件としたが、最初の本意匠である

基礎意匠の存続要否は問わないこととしたため、関連意匠にのみ類似する関連意匠の意匠権を設定登録する際には、すでに基礎意匠の意匠権が消滅していることが起こりうる。

したがって、この場合に関連意匠の意匠登録原簿の表示部に基礎意匠の意匠権が消滅している旨を記録する必要があるため所要の改正を行う。

さらに、意匠権が消滅した場合にはその意匠原簿は閉鎖意匠原簿へと移されているところ、閉鎖後であっても新たに登録される関連意匠の登録番号や、その後に消滅する基礎意匠あるいは関連意匠の抹消記号等を記録し続けた方が、登録事項の閲覧や交付を申請するユーザーにとっては関連意匠の関係性を把握しやすく、利便性が高まると考えられる。

したがって、閉鎖意匠原簿に対しても関連意匠の登録番号等や消滅した意匠権の抹消記号等を記録すべく所要の改正を行う。

また、関連意匠が存続している間は、それに係る基礎意匠及びその他の関連意匠の閉鎖意匠原簿が存続するよう、保存期間を 20 年から 25 年に変更する。

3. 存続期間の変更に係る規定の整備（意匠登録令施行規則第 5 条、様式第 1、様式第 1 の 2）

改正法により、関連意匠の意匠権の存続期間は基礎意匠の意匠登録出願の日から 25 年をもって終了することとした。

意匠登録令施行規則第 5 条第 1 項では、関連意匠の意匠権の設定登録にあたっては、表示部として本意匠の意匠権の登録の年月日及び登録番号を記録しなければならない旨規定されているが、存続期間の終期の起算日を変更したことに伴い、表示部には基礎意匠の意匠登録出願の年月日及び登録番号を記録すべく所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行期日

施行日：令和 2 年 4 月 1 日（水）